介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

のぞみの家 i (あい)

運営規定

第1条 事業の提供:

この事業は、介護保険法並びに関係する厚生省令・告示の趣旨及び内容に基づき、介護予防認知 症対応型共同生活介護を提供する

第2条 : 事業の目的

この事業は、認知症によって自立した生活が困難になった要支援状態の認知症高齢者(以下「利用者」という)に対して、家庭的な環境の中で食事の支度・掃除・洗濯等の支援を行ったり、趣味を楽しんだりという日常生活に対する心身の機能訓練を行うことにより安心と尊厳のある生活を個々が有する能力に応じて可能な限り自立して営むことができるよう支援すること、併せて家族の負担軽減を図ることにより、要支援状態認知症高齢者の福祉増進を図ることを目的とする。

第3条 : 運営方針

当介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(以下「事業所」という)は、認知症高齢者が地域 社会との繋がりを持つ中で、安全に且その人らしい共同生活が送れることを目指して以下のサ ービスを提供するものとする。

- 1) 利用者の人格を尊重し、利用者の個々の状態に沿って介護計画を立案し必要とされるサービスの提供をする。
- 2) 利用者及びその家族に対して、サービスの内容及び提供方法(介護計画等)を丁寧に説明し同意(署名による同意)得て実施する。
- 3) 適切な介護技術を持ってサービスの提供を提供する。
- 4) 利用者個々の身体的・精神的状況を適切に把握することに努め必要時、関係する医療機関・ 福祉施設等と連絡を密にとり安全且円滑に対処出来るように努める。
- 5) 安全委員会を設置し、感染対策・虐待防止・転倒転落事故対策(身体拘束を含む)・消防関連 対策等の検討を行うものとする。
- 6) 常に提供したサービスの質の管理・評価(外部評価、運営委員会の開催を含む)を行う。

第4条 : 事業所内容

1) 実施主体

特定非営利活動法人 のぞみ

2) 名称

のぞみの家 i (あい)

3) 所在地

神奈川県川崎市中原区宮内 3-10-4

4) 定員

18名(2ユニット:1ユニット9名定員)

5) 対象者

概ね65歳以上の要支援者で認知症高齢者(65歳未満であっても若年性認知症の状態にある者も含む)であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 家庭環境等により、適切で必要な介護を受けることが困難な状態にある者。
- (2) 概ね身辺の生活が自立しており、共同生活を送ることに支障の無い者。 (極端な精神症状や生活障害のある者については除かれる)
- (3) 常時医療的処置の必要が無い状態の者。

第5条 :職員の配置

- 1) 本事業所は、介護保険法に規定された人員を配置
- 2) 本事業所は、介護保険法に規定された研修を修了した介護支援専門員・サービス提供責任 者・介護計画作成者を配置
- 3) 各ユニットの人員配置状況は、別紙①を参照
- 4) 各ユニット介護従事者は、日中3名(常勤換算に基づく)以上、夜間1名以上
- 5) 介護職員の職責
 - (1)管理者及び介護職員は、高齢者福祉の増進及び認知症高齢者の日常生活の援助に熱意を有すること。
 - (2) 管理者は、適切な介護サービスを提供するために必要な知識・経験・技術を有する者とする。
- 6) 施設利用者の日々の健康管理及び状態の変化に伴う緊急時に対応するために専任の看護師 を配置。

第6条 :職員の職務内容

1)管理責任者(以下管理者)は、事業所全体が安全で且つ機能的に運営されるように定期的な自主 点検を行う。

管理者は、自主点検で発見された課題は事業所内の運営会議及び法人管理者会議で情報の共有 と解決に向けた取り組みを確認する。

2) 計画作成担当者は、個々の状態に合わせて介護計画を立案し介護の方向性を導く。

介護計画の立案は、利用者・家族の意向を確認・尊重し健康管理上の課題を担当医師・看護師からヒアリングを行いない介護職員のミーティングを基に行う。

介護計画は、状態の変化や実施・評価に基づき適宜変更・更新されるものとする。

- 3) 利用者に対して、食事・入浴及び排泄等の援助/介助を行う。
- 4) 利用者の緊急時に対して、速やかに対応する。
- 5) 利用者に対して、健康管理上の助言・金銭管理援助や生活指導を行う。
- 6) グループホームの特性を生かした個別援助計画に基づき安心して生活が送れるよう援助を行う。
- 7) 看護師は、バイタルサインの変化や介護記録及び生活情報から医学的見地に基づき生活障害に 重大な影響を及ぼす因子の早期発見に努める。

介護サービスが適切に行えるよう介護職をサポートし利用者の健康の維持に努める。 関係医療機関及び保健福祉施設との連携において、必要情報の整理と情報提供を行う。

第7条 :援助の種類及び方法

利用者一人ひとりの生活史(時代背景・生活背景等)を中心とした情報を基に、その人らしい生活プログラムとし個別性を大切にした生活への援助を展開する。

- 1)日々の生活プログラムは作成するが、参加については強制されるものでなく状況・状態により利用者の意向を尊重する。
- 2) 在宅サービスの活用により、認知症の進行が緩やかで日常生活動作の保持・安定が図れるように 支援・援助を行う。
- 3)地域の協力者・ボランティア等の協力を得ながら、施設内及び施設外での活動を行う。
- 4) 利用者の健康管理は、管理者が中心となり看護師と連携医療機関・往診担当医及び主治医との連携の基に行う。

第8条 : 介護計画の作成

- 1) 利用者の心身の状況、意向等を十分に把握し個別性のある介護計画を立案する。
- 2) 介護計画の作成及び変更の際には、利用者又はその家族に対してその内容を説明し交付の上、同意・署名を得る。
- 3)介護計画の実施状況を定期的に検証・評価し、次の計画に繋げる。

第9条 : 利用料金

- 1) 利用者は、施設利用料及び介護料について負担する。
 - *詳細は、資料②参照
- 2)入院・外泊等で当施設に不在の期間については、利用料の食材費の欠食分の差引額及び介護料は 24時間不在の日数を差し引く。
 - *介護料は、外泊へ出られた日及び外泊から戻られた日は算定。
 - *その他、日常生活上必要なもの(利用者個人の希望による嗜好品・理美容代・レクリエーション行事費等)はその都度実費を自己負担とする
 - *医療費・薬剤費及び処置等で使用する衛生材料費等についても自己負担とする。
- 3) 利用者は、利用料を指定された口座へ指定期日までに振り込むものとする。
- 4) 退居時の居室クリーニング費用(別紙②参照)は、利用者の自己負担とする。また居室に著しい 汚染・損傷があった場合にはその分につき別途請求とする。

第10条 : サービス提供記録の記載及び保管

サービス提供者(当事業所)は、介護サービス提供の目的及び内容について所定の書面に記載し 介護保険法に定められた期間(5年間)について保管するものとする。また、記録物の開示請求 がなされた場合書面にて請求を受け理事会へ報告し開示の許可を受けるものとする。

第11条 : 身体拘束について

事業所は、緊急やむを得ず下記の方法と時間などにおいて最小限度の身体拘束を行うことがある。また、その場合には利用者代理人若しくは利用者身元引受人に対し説明し、尚且つ説明文書において同意する旨の署名・捺印を受けることとする。

- (1) 入居者(利用者)本人または他の入居者(利用者)等に生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高い状態と判断されたとき。
- (2) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替えする介護方法が無いと判断されたとき。
- (3) 身体拘束その他の行動制限は一時的で漫然と行わない。
- (4) 身体拘束実施においては、介護記録に実施内容を記録し容体・開始(終了)時間・身体の状況(言動等)・緊急やむを得ない理由等を明確に記載する。
- *定期的なカンファレンスを開き評価を行い、漫然と継続されることが起こらないよう安全 管理の視点に基づき取り組む。

第12条: サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者は、施設内の階段昇降等の安全については職員の指示に従うものとする。
- (2) 利用者は、他の利用者の活動を妨げるような行動は慎むものとする。

第13条: 秘密保持・個人情報の保護

- (1) 本施設の職員は、業務上知り得た業務上の情報及び利用者またはその関係者の秘密保持を厳守する。
- (2) 従事者であった者が業務上知り得た利用者及びその関係者の秘密を漏らすことの無いよう必要な措置を講じる。(雇用契約書に明記、及び雇用時に個人情報保護法に基づき誓約書を取り交わす)
- (3) 職員が、雇用契約が終了した後に於いても秘密保持は継続されるものとする。
- (4) 当事業所を利用されている利用者及びその関係者の方々も、他入居者に関する個人情報 の取り扱いには注意が必要とされる。

第14条: 苦情処理

- (1) 利用者・利用者の関係者及び地域関係者からの苦情に対して、迅速且つ適切に対応する ために苦情受付担当者の配置、事実関係調査の実施、改善措置、利用者及びその関係者 への説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 苦情内容によっては、速やかに関係行政機関へ報告するものとする。
- (3) 必要によっては、外部者による第三者委員会を設置する。

第15条: 安全対策と事故防止及び対応方法

- (1) 本施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・ケアを提供するために、事故防止・ 事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。
- (2) 事故発生防止のための事故防止委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- (3) 本施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、 事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防のための対策を講じる。
- (4) 管理者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村 及び身元引受人(家族等)に連絡するとともに、必要な処置を講じるものとする。

第16条: 損害賠償

- (1) 利用者に対する介護サービス提供に当たり施設側に重大な過失があると判断される事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行う。
- (2) 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第17条: 衛生管理

- (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備・備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- (2) 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

第18条: 会計経理

施設運営に伴う会計及び経理については、正規の簿記の原則に基づき円滑に処理されるものとする。また、利用者の預り金については別途金銭管理規定を設け適切な管理を行うものとする。

第19条: 緊急時における対応策

利用者の心身の状態に異変その他の緊急事態が生じた時には、主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講じる。

第20条: 運営推進会議

- (1) 当施設は運営推進会議を開催する。
- (2) 運営推進会議の開催は、概ね二ヶ月に1回とする。
- (3) 運営推進会議は、利用者・利用者の家族・地域住民の代表・市又は地域包括支援センターの職委員及び認知症対応型共同生活介護について知見を有する者をもって構成する。
- (4) 運営推進会議の内容は、認知症対応型共同生活介護事業所のサービス内容の報告、利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換及び地域との交流とする。
- (5) 当施設は、運営推進会議の報告・評価・要望・助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

第21条: 非常災害対策

- (1) 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の安全を確保するために避難等適切な措置 を講じる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路の確認及び協力機関 等との連携方法の確認を行い、災害時には指揮をとる。
- (2) 非常災害に備え定期的に地域の協力機関と連携を図り、1年に2回以上の避難誘導訓練を行い、うち1回は夜間を想定した訓練を実施する。

第22条: 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業者における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第23条: その他の運営に係る事項

- (1) 職員は、社会的使命を十分に認識し質的向上を図るために研修に努めるものとする。
- (2) 事業所は、この事業運営に伴うケース記録・利用者負担金出納簿・その他必要な 記録、帳簿を整備し介護保険法に定められた期間保管するものとする。
- (3) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は管理者が法人と協議し定めるものとする。

附則 本規定は平成22年8月1日から施行するものとする。

平成23年 9月 1日 管理責任者の交代

平成24年 4月 1日 介護保険改正に伴う利用者負担金の変更

平成25年2月1日管理責任者の交代

平成27年 5月 1日 介護保険改正に伴う利用者負担金の変更 利用料金の一部変更、運営規定の一部変更

平成28年 7月 8日 運営規定の一部変更

令和元年 11月 1日 運営規定(料金表)の一部変更

令和3年 4月 1日 運営規程(料金表)の一部変更

令和6年 4月 1日 運営規程(料金表)の一部変更

令和6年 6月 1日 運営規程(料金表)の一部変更

虐待の防止を追記